

# 犬山市分別収集計画

令和4年6月

犬山市

## 1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、実践していくことが重要である。

現在、処理施設の確保は、最終処分場を始め、非常に困難なものとなっている。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方針を明らかにするとともに、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の延命化と資源の有効利用による循環型社会の形成が図られるものである。

## 2. 基本的方向

○本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ①ごみの排出抑制、再利用、リサイクルの推進
- ②ごみの分別排出の促進
- ③循環型社会形成の意識高揚

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

(単位：t)

容器包装廃棄物	項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	スチール缶	158	157	157	156	155
	アルミ缶	250	249	247	246	245
	空きびん（無色）	408	406	405	403	401
	空きびん（茶色）	316	315	314	312	311
	空きびん（その他）	70	70	70	69	69
	飲料用紙パック	112	112	111	111	110
	段ボール	696	693	690	687	683
	紙製容器包装	571	568	566	563	561
	ペットボトル	433	431	429	427	425
	プラスチック製容器包装	1,592	1,586	1,578	1,571	1,564
	合 計	4,606	4,587	4,567	4,545	4,524

## 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、次の方策を実施する。

- ① 容器包装廃棄物の排出抑制とリサイクルの啓発
  - (ア) 広報、ホームページ等を活用した情報提供（ごみの排出量、処理費用、最終処分場の状況）
  - (イ) 町会長会連合会、町内会、各種団体等での説明会の開催
  - (ウ) ごみ処理施設見学等の体験学習の実施
  - (エ) 各種イベントを利用したPR
- ② 小学校における副読本「犬山市のごみのはなし」を活用した教育
- ③ ごみの排出、分別方法の周知
  - (ア) 「ごみ収集カレンダー」の各戸配布
  - (イ) 外国語カレンダーの配布
  - (ウ) ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の導入
  - (エ) 効率的な周知方法の検討と導入
- ④ ごみ減量ボランティア（クリーンキーパー）の設置  
環境美化・ごみ減量・リサイクル・分別の徹底を推進するため設置した減量ボランティアの活動に対する支援
- ⑤ ごみ集積場優良町内会表彰  
分別収集の徹底と集積場の美化を推進した町内の表彰
- ⑥ 有料指定可燃ごみ袋制導入による資源物の分別促進
- ⑦ 資源物回収拠点（エコステーション）の開設
- ⑧ 資源回収団体への支援  
子供会等が自主的に実施している資源回収活動に対する、奨励金交付等の支援

⑨フードドライブの実施

⑩ペットボトルの「ボトル to ボトルリサイクル」事業の実施

## 7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類と収集に係る分別の区分は下表のように定める。

分別収集をする容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	スチール缶
主としてアルミ製の容器	アルミ缶
主としてガラス製の容器 ┆無色のガラス製容器 ┆茶色のガラス製容器 ┆その他のガラス製容器	空きびん（無色） 空きびん（茶色） 空きびん（その他）
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑誌・雑がみ
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの（トレイを含む）	プラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位：t)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	60		59		58		57		57	
主としてアルミ製の容器	58		57		56		56		55	
無色のガラス製容器	213		209		206		203		201	
	引渡数量	独自処理 213	引渡数量	独自処理 209	引渡数量	独自処理 206	引渡数量	独自処理 203	引渡数量	独自処理 201
茶色のガラス製容器	138		135		133		132		130	
	引渡数量	独自処理 138	引渡数量	独自処理 135	引渡数量	独自処理 133	引渡数量	独自処理 132	引渡数量	独自処理 130
その他のガラス製容器	81		80		78		78		77	
	引渡数量	独自処理 81	引渡数量	独自処理 80	引渡数量	独自処理 78	引渡数量	独自処理 78	引渡数量	独自処理 77
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	37		36		36		35		35	
主として段ボール製の容器	192		189		186		183		181	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	0		0		0		0		0	
	引渡数量	独自処理 0	引渡数量	独自処理 0	引渡数量	独自処理 0	引渡数量	独自処理 0	引渡数量	独自処理 0
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	172		169		167		165		163	
	引渡数量	独自処理 172	引渡数量	独自処理 169	引渡数量	独自処理 167	引渡数量	独自処理 165	引渡数量	独自処理 163
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のものを含む)	539		530		522		515		509	
	引渡数量	独自処理 539	引渡数量	独自処理 530	引渡数量	独自処理 522	引渡数量	独自処理 515	引渡数量	独自処理 509

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

なお、人口変動率は、「犬山市人口ビジョン」（平成28年3月策定）の人口推計値を基に算定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
72,394人 (対前年度比) 99.5%	72,082人 (対前年度比) 99.5%	71,757人 (対前年度比) 99.5%	71,434人 (対前年度比) 99.5%	71,098人 (対前年度比) 99.5%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集をする容器包装の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	主としてスチール製容器	スチール缶	市による定期収集	民間業者
	主としてアルミ製容器	アルミ缶		
ガラス	無色のガラス製容器	空きびん（無色）		
	茶色のガラス製容器	空きびん（茶色）		
	その他のガラス製容器	空きびん（その他）		
紙類	主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック		
	主として段ボール製の容器	段ボール		
	主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑誌・雑がみ		
プラスチック	主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル		
	主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの（トレイを含む）	プラスチック製容器包装		

## 11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)

びん類については、無色・茶色・その他の3色分別収集を実施している。委託業者により収集運搬を行い、知的障害者授産施設に搬入し、中間処理（選別・保管等）を委託し、実施している。この体制を継続する。

びん類以外の、スチール缶、アルミ缶、飲料用紙パック、ペットボトル、段ボール、その他紙製容器包装、その他プラスチック容器包装（白色トレイ含む）については、当面、収集・運搬・中間処理等すべてを業者に委託する方法により実施する。

収集に係る分別の区分	収集容器	収集場所	収集車	中間処理
スチール缶	ネット式スタンド	拠点回収・ステーション回収	平トラック パッカー車	民間施設
アルミ缶	ネット式スタンド		平トラック パッカー車	
空きびん（無色）	プラスチックかご		パワーゲート車	
空きびん（茶色）	プラスチックかご		パワーゲート車	
空きびん（その他）	プラスチックかご		パワーゲート車	
飲料用紙パック	ネット式スタンド		平トラック パッカー車	
段ボール	しぼる		パッカー車	
雑誌・雑がみ	自立式回収袋		平トラック ユニック車	
ペットボトル	ネット式スタンド		平トラック パッカー車	
プラスチック製容器包装	ネット式スタンド		平トラック パッカー車	

## 12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) ごみ減量ボランティア（クリーンキーパー）の活用  
容器包装リサイクル法の実践に際して、地域での核となってもらうため  
ごみ減量ボランティアの活用を図る。
- (2) 「ごみ収集カレンダー」の改訂  
「ごみ収集カレンダー」を3年毎に改訂し、市民に分かりやすいルール  
づくりに配慮する。
- (3) 資源物回収拠点（エコステーション）の開設  
生活様式の多様化により、定期収集に対応できない市民のため資源物回  
収拠点（エコステーション）を開設する。
- (4) 資源回収団体の活動支援  
資源回収団体の活動に対する奨励金の交付と活動予定の情報提供を  
行う。